

森林経営管理法案要綱

第一 目的

この法律は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の發揮に資することを目的とすること。

（第一条関係）

第二 定義

- 一 「森林」とは、森林法第二条第三項に規定する民有林をいうものとする。
- 二 「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者というものとする。
- 三 「経営管理」とは、森林（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とするものに限る。第十五を除き、以下同じ。）について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管

理を持続的に行うことをいうものとする。

四 「経営管理権」とは、森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施するための権利をいうものとする。

五 「経営管理実施権」とは、森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等を実施するための権利をいうものとする。

（第二条関係）

第三 責務

一 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならないものとする。

二 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（第三条関係）

第四 経営管理権集積計画の作成

一 市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容、森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法等を内容とする、経営管理権集積計画を定めるものとする。

二 経営管理権集積計画は、市町村が経営管理権の設定を受ける森林（以下「集積計画対象森林」という。）ごとに、当該集積計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならないものとする。

（第四条関係）

第五 経営管理権集積計画の公告等

一 市町村は、経営管理権集積計画を定めたときは、その旨を公告するものとし、当該公告があったときは、当該経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に金銭の支払を受ける権利（以下「経営管理受益権」という。）が、それぞれ設定されるものとする。

二 一により設定された経営管理権は、一による公告の後において当該経営管理権に係る森林の森林所有

者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(第七条関係)

第六 経営管理権集積計画の取消し

一 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した等の場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができるものとし、当該取消しをしたときは、その旨を公告するものとする。

二 一による公告があつたときは、経営管理権集積計画のうち一により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなすものとする。

(第八条及び第九条関係)

第七 共有者不明森林に係る特例

一 不明森林共有者の探索

市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であつてその森林所有者の一部を確認することができないもの(以下「共有者不明森林」という。)があり、かつ、当該森林所有者で知れているものの全部が当該経営管理権集積計画に同意しているときは、当該森林所有者で確認することができないもの(以下「不明森林共有者」という。)の探索

を行うものとする。

(第十条関係)

二 共有者不明森林に係る公告

市町村は、一の探索を行ってもなお不明森林共有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び共有者不明森林について、森林所有者の一部を確知することができない旨、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨等を公告するものとし、不明森林共有者が六月以内に異議を述べなかつたときは、当該不明森林共有者は、経営管理権集積計画に同意したものとみなすものとする。

(第十一条及び第十二条関係)

三 経営管理権集積計画の取消し

- (一) 二により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者 (二)に該当するものを除く。
- 一) は、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができるものとする。
- (二) 二により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者 (その権原に属する森林のうち

ち当該同意に係るものについて経営管理実施権が設定されているものに限る。)は、次のいずれかに該当する場合には、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができるものとする。

① 経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合

② 予見し難い経済情勢の変化等があり、かつ、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合

(三) 市町村の長は、(一)又は(二)による申出があったときは、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

(四) 市町村は、(三)による取消しをしたときは、その旨を公告するものとし、当該公告があったときは、経営管理権集積計画のうち(三)により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなすものとする。

(第十三条から第十五条まで関係)

第八 確知所有者不同意森林に係る特例

一 同意の勧告

市町村が経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあつては、その森林所有者のうち知れている者。以下「確知森林所有者」という。）が当該経営管理権集積計画に同意しないもの（以下「確知所有者不同意森林」という。）があるときは、当該市町村の長は、当該確知森林所有者に対し、当該経営管理権集積計画に同意すべき旨を勧告することができるものとする。

（第十六条関係）

二 裁定の申請

市町村の長が一による勧告をした場合において、当該勧告をした日から起算して二月以内に当該勧告を受けた確知森林所有者が経営管理権集積計画に同意しないときは、当該市町村の長は、当該勧告をした日から起算して六月以内に、都道府県知事の裁定を申請することができるものとする。

（第十七条関係）

三 裁定

都道府県知事は、二による申請に係る確知所有者不同意森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、当該確知所有者不同意森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において確知森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法等を内容とする裁定をするものとする。

(第十九条関係)

四 裁定に基づく経営管理権集積計画

都道府県知事は、三の裁定をしたときは、その旨を当該裁定の申請をした市町村の長及び当該裁定に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知し、当該市町村は、三の裁定において定められた事項を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとし、当該確知森林所有者は、当該経営管理権集積計画に同意したものとみなすものとする。

(第二十条関係)

五 経営管理権集積計画の取消し

第七の三に準じて、経営管理権集積計画の取消し及び取り消された部分に係る経営管理権に係る委託の解除について定めるものとする。

(第二十一条から第二十三条まで関係)

第九 所有者不明森林に係る特例

一 不明森林所有者の探索

市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあつては、その森林所有者の全部）を確知することができないもの（以下「所有者不明森林」という。）があるときは、確知することができない森林所有者（以下「不明森林所有者」という。）の探索を行うものとする事。 （第二十四条関係）

二 所有者不明森林に係る公告

市町村は、一の探索を行つてもなお不明森林所有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び所有者不明森林の森林所有者を確知することができない旨、不明森林所有者は、公告の日から起算して六月以内にその権原を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨等を公告するものとする事。 （第二十五条関係）

三 市町村が二による公告をした場合において、六月以内に不明森林所有者から申出がないときは、当該市町村の長は、当該期間が経過した日から起算して四月以内に、都道府県知事の裁定を申請することが

できるものとする。

(第二十六条関係)

四 裁定

都道府県知事は、三による申請に係る所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法等の内容とする裁定をするものとする。

(第二十七条関係)

五 裁定に基づく経営管理権集積計画

第八の四に準じて、市町村は、経営管理権集積計画を定めるものとし、不明森林所有者は、当該経営管理権集積計画に同意したものとみなすものとする。

(第二十八条関係)

六 供託

五により同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づき森林所有者に支払うべき金銭が生じたときは、市町村(当該同意に係る森林について経営管理実施権が設定されている場合にあつては、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者)は、当該金銭の支払に代えて、当該金銭を供託するもの

とすること。

(第二十九条関係)

七 経営管理権集積計画の取消し

第七の三に準じて、経営管理権集積計画の取消し及び取り消された部分に係る経営管理権に係る委託の解除について定めるものとする事。 (第三十条から第三十二条まで関係)

第十 市町村森林経営管理事業

市町村は、経営管理権を取得した森林(第十三により経営管理実施権が設定されているものを除く。)について、経営管理を行う事業を実施するものとする事。 (第三十三条関係)

第十一 経営管理実施権配分計画

一 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、その者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間、その者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容、経営管理権集積計画において定められた森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法等を内容とする経営管理実施権配分計画を定めるものとする事。

二 経営管理実施権配分計画は、その対象とする森林ごとに、民間事業者の同意が得られているものでな

ければならないものとする。

(第三十五条関係)

第十二 民間事業者の選定等

都道府県は、経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募し、当該公募に応募した民間事業者のうち一定の要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理して、これを公表するものとし、市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を、公表されている民間事業者の中から、公正な方法により選定するものとする。

(第三十六条関係)

第十三 経営管理実施権配分計画の公告等

一 市町村は、経営管理実施権配分計画を定めるときは、その旨を公告するものとし、当該公告があったときは、当該経営管理実施権配分計画の定めるところにより、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、それぞれ設定されるものとともに、当該経営管理実施権は、当該公告の後において当該経営管理実施権に係る森林の森林所有者となった者に対しても、その効力があるものとする。

二 森林所有者が一により設定された経営管理受益権に基づき林業経営者（一により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。以下同じ。）から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する第五の一により設定された経営管理受益権に基づき市町村から支払を受けたものとみなすものとする。こと。

（第三十七条関係）

第十四 経営管理実施権配分計画の取消し

一 市町村は、経営管理権集積計画の一部を取り消し、当該取り消された部分に係る経営管理権に係る委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すもの等とすること。

二 市町村は、一による取消しをしたときは、その旨を公告するものとし、当該公告があつたときは、経営管理実施権配分計画のうち一により取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなすものとする。こと。

（第四十条及び第四十一条関係）

第十五 災害等防止措置命令等

一 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないこと

が確実であると見込まれる森林において土砂の流出等の発生を防止するために必要かつ適当であると認められる場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生の防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置（以下「災害等防止措置」という。）を講ずべきことを命ずることができるとすること。

（第四十二条関係）

二 市町村の長は、一の場合において、災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林所有者が、当該命令に係る期限までに災害等防止措置を講じない等に該当すると認めるときは、自らその災害等防止措置の全部又は一部を講ずることができるとすること。

（第四十三条関係）

第十六 林業経営者に対する支援措置

一 国有林野事業における配慮等

国は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第二項に規定する国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するように配慮するものとする。

（第四十四条関係）

二 独立行政法人農林漁業信用基金による支援

独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うことができるものとする。

(第四十六条関係)

第十七 その他

一 都道府県による森林経営管理事務の代替執行

都道府県は、その区域内の市町村における経営管理意向調査に関する事務等の実施体制の整備の状況その他の事情を勘案して、当該市町村の事務の全部又は一部を、当該市町村の名において管理し、及び執行することについて、当該市町村に協議し、その同意を求めることができるものとする。

(第四十八条関係)

二 市町村に対する援助

国及び都道府県は、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めるものとする。

(第四十九条関係)

第十八 罰則

罰則について所要の規定を定めるものとする。

(第五十二条及び第五十三条関係)

第十九 附則

一 この法律は、平成三十一年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第九条に規定する資金であつて林業経営者が貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とするものとする。

(附則第二条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)

四 その他この法律の施行に関し、所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第四条及び第五条関係)